



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月18日金曜日 第275号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(健康増進課) ...	161
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	(") ...	162
愛媛県視覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....	(障害福祉課) ...	162
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	(農業経済課) ...	162
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	(漁政課) ...	163
車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定.....	(道路維持課) ...	165
車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法.....	(") ...	166
公共測量の終了の通知.....	(") ...	166
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件).....	(都市計画課) ...	166
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課) ...	166
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	167
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	170
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	170
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	171
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	171
道路の供用開始(県道湯山高縄北条線).....	(中予地方局管理課) ...	171
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	172
道路の区域変更(県道蔵川大谷線).....	(") ...	172
道路の供用開始(").....	(") ...	172
道路の供用開始(県道蔵川大谷線).....	(") ...	172

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	172
-------------------------------	------------------	-----

公安委員会規則

愛媛県公安委員会審査請求手続規則.....	(警察本部監察官室) ...	173
愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則及び被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則.....	(") ...	184

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	(警察本部生活環境課) ...	184
-------------------------------	-----------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	185
--------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年3月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
旭調剤薬局道後店	松山市道後北代3番21号あずま屋ビル1階	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成28年3月1日

○愛媛県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ひかり	広島県呉市阿賀中央3丁目4-2	訪問看護ステーションひかり	松山市空港通2丁目18番7号	精神通院医療	平成28年3月1日
株式会社安信	松山市桑原3丁目1-47	訪問看護ステーション安信	松山市東長戸4丁目3-28	精神通院医療	平成28年3月1日

○愛媛県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
ベストケア訪問看護ステーション	松山市山越5丁目9番6号	松山市中村2丁目7番33号	平成28年2月1日

○愛媛県告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第288号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年2月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年 <u>1分3厘</u>	年 <u>1分3厘</u>	年 <u>6厘</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年 <u>1分2厘5毛</u>	年 <u>1分2厘5毛</u>	年 <u>5厘</u>

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）				要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年6厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年5厘
7 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分3厘	省略		7 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分2厘5毛	省略	

○愛媛県告示第289号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年2月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年3月18日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）						（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から	法第2条第2項第5	法第2条第2項第2	法第2条第2項第2	法第2条第2項第5		法第2条第2項第1号から	法第2条第2項第5	法第2条第2項第2	法第2条第2項第2	法第2条第2項第5

	第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年1分3厘	年1分1厘
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年1分5毛
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年6厘	年6厘
	第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年1分5毛
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	同上	同上	同上	同上	同上
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設	同上	同上	同上	年5厘	年5厘

設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4 省略						4 省略					
5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	同上	同上	同上	年1分 3厘	年1分 1厘	5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	同上	同上	同上	年1分 2厘5毛	年1分 5毛
6 省略						6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6厘	年6厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5厘	年5厘
8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分3厘	年1分1厘	省略			8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分2厘5毛	年1分5毛	省略		

○愛媛県告示第290号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市郷三丁目甲1048番7地先から 同市前田町乙1262番1地先まで	平成28年4月1日
"	東予港三津屋線	西条市北条1184番3地先から 同市北条1245番1地先まで	"

○愛媛県告示第291号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町今井352番5地先から 同町志川甲1024番4地先まで	平成28年4月1日
"	東予港三津屋線	西条市北条1245番1地先から 同市三津屋東38番6地先まで	"

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成27年10月29日から
平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 松山市祇園町、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村四丁目、中村五丁目、小坂三丁目、立花一丁目

する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画緑地の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画汚物処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

○愛媛県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づ

き、宇和島都市計画公園事業 6・5・1丸山公園（宇和島市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成27年 4月 1日

平成29年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第296号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月18日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番 1号

代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町 5番 1号

3 特定施設に関する事項

(1) B - 2126 B（分離機）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～3 最大 2～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 250

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 70 最大 85	

備考 汚水等は、ソーダ回収ボイラーにて焼却処理する。

(2) B - 2126 C（分離機）

特定施設の種類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～3 最大 2～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 250
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 112 最大 135	

備考 汚水等は、ソーダ回収ボイラーにて焼却処理する。

(3) F - 2122 E / F（B - 2126 B 出口フィルター）

特定施設の種類	政令別表第1第37号八 ろ過施設
特定施設の能力	1時間当たり3トン処理×2基
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後3カ月

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 350 最大 1,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 0.5	

備考 汚水等は、N B T 新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等の量は F - 2126 A / B との合算値である。

(4) F - 2126 A / B (B - 2126 C 出口フィルター)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号八 ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり3トン処理×2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 350 最大 1,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 0.5

備考 汚水等は、N B T 新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等の量は F - 2122 E / F との合算値である。

(5) B - 2128 B (分離機)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり6トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~14 最大 10~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 96 最大 110	

備考 汚水等は、ソーダ回収ボイラーにて焼却処理する。

(6) B - 2129 (分離機)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり6トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~14 最大 10~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 96 最大 110	

備考 汚水等は、ソーダ回収ボイラーにて焼却処理する。

(7) F - 7250 (廃触媒抽出フィルター)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号八 ろ過施設	
特定施設の能 力	1日当たり10トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5~10 最大 5~10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01
	最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4
	最大 10

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 542.2 最大 1,242.1	通常 126.6 最大 184.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 419.7 最大 862.1	通常 32.9 最大 69.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 597.4 最大 717.6	通常 210.1 最大 240.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 34.3 最大 68.9	通常 5.1 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 13,372 最大 15,755	通常 13,372 最大 15,755

(2) ソーダ回収ボイラー

設 置 年 月 日	昭和57年1月5日	
処 理 施 設 の 種 類	噴射燃焼	
処 理 施 設 の 型 式	燃焼方式	

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 11.4メートル 横 4.1メートル 高さ 24メートル		
処理施設の能力	1日当たり248トン処理		
汚水等の処理の方式	燃焼方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.3~14.0 最大 1.0~14.0	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 106,800 最大 150,000	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 300	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 - 最大 -
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 226 最大 235	通常 0 最大 0

備考 汚水等は全て焼却処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.27 最大 35.0

○愛媛県告示第298号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-27)第5568号	平成27年9月24日	クリエイト黒光	黒光 達政	西条市新町273-4	平成28年2月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第12533号	平成24年2月3日	(株)クリエイション直	崎山 三香	今治市地堀5-1-1	平成28年2月2日	土木工事業 及び・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	29.45
	最大	69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.22 最大 30.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 246,447 最大 327,000	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市神拝土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 3月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

(般 - 22)第3783号	平成23年 2月26日	天野建設工業(株)	天野 伸壽	新居浜市宇高町4 - 8 - 38	平成28年 2月8日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第14713号	平成23年 2月27日	近藤電気商会	近藤日出男	新居浜市田の上3 - 5 - 31	平成28年 2月8日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第17251号	平成25年 12月17日	H & M一級建築士事務所	山本 宏	西条市神拝甲150 - 1	平成28年 2月8日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 24)第9585号	平成24年 8月11日	(有)谷口工業所	谷口 泰子	今治市延喜甲303 - 8	平成28年 2月26日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第299号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年3月18日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100698	株式会社ヒューマンネット	香川県高松市木太町42番地8	鎌倉 美智代	放課後等デイサービス	ピーターパンやまにし	愛媛県松山市山西町81番地4	平成28年 3月1日
3851500094	一般社団法人愛キッズ	愛媛県東温市樋口甲87-2	渡部 史紀	児童発達支援	多機能型事業所 愛キッズ 東温	愛媛県東温市見奈良14番地20	平成28年 3月1日
3851500094	一般社団法人愛キッズ	愛媛県東温市樋口甲87-2	渡部 史紀	放課後等デイサービス	多機能型事業所 愛キッズ 東温	愛媛県東温市見奈良14番地20	平成28年 3月1日
3850100706	株式会社キッズカンパニー	愛媛県松山市天山3丁目7番38号ジョイフルプラザ天山205号室	片岡 寛康	放課後等デイサービス	ワンステップ こどもプラス	愛媛県松山市小坂2丁目3番33号クリエーションビル1F	平成28年 3月1日
3851000038	社会福祉法人朝風会	愛媛県伊予市森甲6番地1	越智 一博	児童発達支援	いよっこリーナえがお	愛媛県伊予市上野937番地1	平成28年 3月1日
3851000038	社会福祉法人朝風会	愛媛県伊予市森甲6番地1	越智 一博	放課後等デイサービス	いよっこリーナえがお	愛媛県伊予市上野937番地1	平成28年 3月1日

○愛媛県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年3月18日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510207	医療法人 誠志会	愛媛県松山市河原町5番地10	山本 美佐子	居宅介護	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高尾田92番地2 高尾八イツ201号	平成28年 2月22日
3813510207	医療法人 誠志会	愛媛県松山市河原町5番地10	山本 美佐子	重度訪問介護	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高尾田92番地2 高尾八イツ201号	平成28年 2月22日

○愛媛県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙442番39から 同市横谷乙442番36まで	平成28年3月18日

○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2215番	旧	メートル 4.4～8.5	キロメートル 0.031	
			新	8.5～11.7	0.031	

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3157番2から 同町大谷3160番5まで	旧	メートル 3.9～9.9	キロメートル 0.062	
			新	5.3～13.6	0.062	

○愛媛県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3157番2から 同町大谷3160番5まで	平成28年 3月18日

○愛媛県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3127番地先から 同町大谷3149番2まで	平成28年 3月18日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成28年 3月18日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年3月9日	特定非営利活動法人 愛媛住宅総合相談センター	松田孝公	松山市土居田町104番地1	この法人は、住宅に関連する問題を抱えている消費者に対して、総合的に相談に乗り、問題解決に必要な専門家を紹介する事業や、住宅のいろいろな情報を提供する為の各種講座を開設、運営する事業を行い、消費者保護に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。

平成28年3月18日

愛媛県公安委員会委員長 増田吉利

愛媛県公安委員会審査請求手続規則

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 審査請求に関する一般的手続（第3条 第29条）
- 第3章 愛媛県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続（第30条）
- 第4章 専決（第31条）
- 第5章 補則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第2章 審査請求に関する一般的手続

（審査請求書の提出）

第3条 法第19条第1項の規定による審査請求は、処分についての審査請求書（様式第1号）、不作為についての審査請求書（様式第2号）その他の同条（第1項を除く。）に規定する事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

（審理官）

第4条 警察本部長は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、法に規定する審査庁としての公安委員会が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務（法第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の事務をいう。第31条第2項において同じ。）を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められる警察本部の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（公安委員会以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 警察本部長は、前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には、そのうち1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者（第31条第2項において「総括審理官」という。）として指定するものとする。

3 警察本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

4 警察本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを公安委員会に提出して審理の状況を報告しなければならない。

（物件の提出の方法）

- 第5条** 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。第24条第4項及び第5項において「令」という。）及びこの規則の規定による公安委員会への書類その他の物件の提出は、警察本部を経由して行うものとする。
（総代の互選の命令の方式等）
- 第6条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。
2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が公安委員会である場合にあっては、参加人。第11条第1項及び第28条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（参加の許可の通知等）
- 第7条** 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。
3 公安委員会は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人（処分庁等が公安委員会である場合にあっては、審査請求人及び他の参加人）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（補正の命令の方式）
- 第8条** 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。
（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）
- 第9条** 公安委員会は、法第25条第2項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が公安委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。
（執行停止の取消しの通知）
- 第10条** 公安委員会は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（審査請求の取下げの通知等）
- 第11条** 公安委員会は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
2 公安委員会は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書（様式第3号）と引換えに行わなければならない。
（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）
- 第12条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。
（反論書等を提出すべき期間の通知）
- 第13条** 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（意見の陳述の機会供与の通知の方式等）
- 第14条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人（処分庁等が公安委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の招集は、書面により行うものとする。
2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。
(1) 事案の件名
(2) 意見の陳述の日時及び場所
(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
(4) 意見の陳述の要旨
（補佐人同伴の許可の通知）
- 第15条** 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（証拠書類等を提出すべき期間の通知）
- 第16条** 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（物件の提出の通知等）
- 第17条** 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第18条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(様式第4号)を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 公安委員会は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 公安委員会は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第11条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第19条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第20条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を求め、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定を求め、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第21条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第17条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第22条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第23条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第14条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧又は交付)

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(様式第5号)を送付して行うものとする。

3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料は、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)別表6の表65の項に掲げる手数料を愛媛県証紙により納付するものとする。

4 令第12条第2項の規定により公安委員会が定める書類は、手数料納付書(様式第6号)のとおりとする。

5 令第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による送付に要する費用は、郵便切手により納付するものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第25条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第26条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書)

第27条 法第9条第3項により読み替えて適用する法第50条第1項の規定による裁決は、裁決書(様式第7号)によりしなければならない。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第28条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 公安委員会は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による裁決の送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第29条 第11条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

第3章 愛媛県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続

(審理官に関する規定の適用除外等)

第30条 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第18条の2に規定する審査請求及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第43条の2に規定する審査請求(次項において「愛媛県情報公開条例等に関する審査請求」という。)については、第4条、第11条第2項、第12条から第26条まで、前条並びに第31条第2項(審理官の専決に係る規定に限る。)及び第3項(審理官の報告に係る規定に限る。)の規定は、適用しない。

2 愛媛県情報公開条例等に関する審査請求についての第2章の規定の適用については、第6条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第18条第2項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第42条第2項」と、第7条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は行政機関個人情報保護法第42条第2項」と、第27条中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は行政機関個人情報保護法第42条第2項」とする。

第4章 専決

(警察本部長、審理官及び監察官室長の専決事項)

第31条 公安委員会に対する審査請求に関する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外のものについては、警察本部長において専決することができる。

- (1) 法第25条第2項の規定による処分の執行停止
- (2) 法第26条の規定による処分の執行停止の取消し
- (3) 法第45条、第46条(第3項及び第4項を除く。)、第47条及び第49条(第4項及び第5項を除く。)の規定による審査請求の裁決その他の措置
- (4) 法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による裁決の送達

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する警察本部長が専決することができる事務のうち、審理に関する事務にあつては審理官(第4条第2項の規定により総括審理官が指名された場合にあつては、当該総括審理官。次項において同じ。)、次の各号に掲げるものにあつては警務部監察官室長(次項において「監察官室長」という。)において専決することができる。

- (1) 法第23条の規定による補正命令
- (2) 法第51条第2項の規定による裁決書の謄本の送付

3 警察本部長、審理官及び監察官室長は、前2項の専決を行った後、その内容を公安委員会に報告するものとする。

第5章 補則

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 公安委員会及び警察本部長、警察署長その他の警察官の処分又は不作為についての不服申立てであつて、法の施行前にされた処分又は法の施行前にされた申請に係る不作為については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

審 査 請 求 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

審査請求人住所(居所)

氏名(名称)

㊟

代表者・管理人・総代・代理人

住所(居所)

氏名

㊟

行政不服審査法第19条第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求をします。

審査請求に係る 処分の内容(年月日)	
審査請求に係る 処分があったことを 知った年月日	
審査請求の 趣旨及び理由	
処分庁の教示の 有無及びその内容	
その他参考事項	

注 その他参考事項欄には、連絡先(電話番号)などのほか、審査請求期間の経過後において審査請求をする場合は、正当な理由を記載してください。

様式第2号(第3条関係)

審 査 請 求 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

審査請求人住所(居所)

氏名(名称)

印

代表者・管理人・総代・代理人

住所(居所)

氏名

印

行政不服審査法第19条第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求をします。

不作為に係る
処分についての
申請の内容
及び年月日

その他参考事項

注 その他参考事項欄には、連絡先(電話番号)などを記載してください。

様式第3号(第11条関係)

還 付 請 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住所(居所)

氏名(名称)

㊟

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者

官職

氏名

㊟

様式第4号(第18条関係)

提 出 物 目 録

年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 ㊟

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり
を受領しました。

記

事 案 の 件 名			
提 出 を 受 け た 年 月 日			
提 出 人	氏名(名称)		
	住所(居所)		
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 ㊟

(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参してください。

様式第5号(第24条関係)

提出書類閲覧日時等指定書

第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知します。

記

1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

注 閲覧の際は、この指定書を持参してください。

様式第6号(第24条関係)

手 数 料 納 付 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

納付者

住所(居所)

氏名(名称)

㊞

行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により、金 円を手数料として納付します。

県 証 紙 貼 付 欄

様式第7号(第27条関係)

裁 決 書

第 年 月 日
 号

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたが 年 月 日に提起した に係る審査
 請求について、次のとおり裁決します。

主 文	
事 案 の 概 要	
審 理 関 係 人 の 主 張 の 要 旨	
理 由	

注 裁決の取消しの訴え(取消訴訟)は、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます(訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。)が、この裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります(正当な理由があるときは、この限りではありません。)

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則及び被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月18日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則及び被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則
(愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第8号(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>の規定による教示も併せて行うこと。</p> <p>様式第18号(第16条関係)</p> <p>省略</p> <p>注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>の規定による教示も併せて行うこと。</p>	<p>様式第8号(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の規定による教示も併せて行うこと。</p> <p>様式第18号(第16条関係)</p> <p>省略</p> <p>注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の規定による教示も併せて行うこと。</p>

(被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部改正)

第2条 被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成19年愛媛県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決)</p> <p>第4条 再審査の申請及び事実の申告の手續に関する公安委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについては、警務部留置管理課長が専決することができる。</p> <p>(1) 法第230条第3項又は第232条第3項において準用する<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条</u>の規定による補正命令</p> <p>(2) 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第2項の規定による裁決書の謄本の送付</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 再審査の申請及び事実の申告の手續に関する公安委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについては、警務部留置管理課長が専決することができる。</p> <p>(1) 法第230条第3項又は第232条第3項において準用する<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第21条</u>の規定による補正命令</p> <p>(2) 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第4項の規定による裁決書の謄本の送付</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月18日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表3（第4条関係） 警察署長の専決事項		別表3（第4条関係） 警察署長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1～41 省略 42 第31条の23において準用する第5条第1項の規定による特定遊興飲食店営業許可申請書の受理 43 省略 44 省略 45 省略 46 省略 47 省略	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1～41 省略 42 省略 43 省略 44 省略 45 省略 46 省略
省略		省略	

附 則

この訓令は、平成28年3月23日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年3月18日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
感染性廃棄物処理業務（処分） 約4,800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成28年3月7日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	9,504円 （1リットル）	一般競争入札	平成28年1月22日